公契約条例の概要

- 公契約条例とは、①公共事業における適正な労働条件の確保　②公共事業の質の確保　③地域社会の活性化等を目的に令和8年4月1日時点で全国95団体で制定されている。
- 公契約条例は、賃金条項（一定金額以上の賃金の支払いを求める）の有無で下表のように分類することができる。

類型	内容	規定内容	制定数 （R8.4.1時点）
賃金条項型	公契約に係る業務に従事する労働者等に一定額以上の賃金を支払うことを求めるもの。 さらに賃金条項の規定方法により以下のように細分化される。 ①条例により受注者や下請者に義務付けを行う。 ②公契約に受注者や下請者に一定額以上の賃金を支払う条項を盛り込むことを条例に規定する。	①契約対象の範囲、②対象労働者等の範囲、③受注者等が労働者等に支払う賃金の下限額、④審議会等、⑤受注者の責務、⑥履行確保の方法、⑦制裁等を規定	全国 36団体
理念型	公契約に係る業務に従事する労働者等に受注者等が一定額以上の賃金を支払うことを求める規定を置かず、公契約に係る基本理念又は基本方針を定めている。	公平性、競争性等の確保、地域雇用促進や地域経済活性化、公契約の品質の確保や適正な履行、公契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境の向上等の理念を規定	全国 59団体

（出展）一般財団法人 地方自治研究機構ホームページを参考に作成